

# 原子力災害時の基本的な対応行動

資料1

事 象 名	該当事象一例	対応行動
<b>情報収集事態</b>	所在市町村での 震度5弱又は5強の地震	
<b>警戒事態</b>	所在市町村での 震度6弱以上の地震 大津波警報の発表 委員長等が重大な事象と認めた場合 等	原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同警戒本部
<b>施設敷地 緊急事態</b> (原災法10条事象)	原子炉冷却材漏えい時における 非常用炉心冷却装置による一部注水不能 全ての交流電源喪失(30分以上継続) 残留熱を直ちに除去できない場合 等	原子力規制委員会・内閣府 原子力事故合同対策本部
<b>全面緊急事態</b> (原災法15条事象)	原子炉冷却材漏えい時における 非常用炉心冷却装置による注水不能 全ての交流電源喪失(1時間以上継続) 制御棒の挿入による原子炉停止不可 敷地境界の空間放射線量率が5 $\mu$ Sv/h (10分以上継続) 等	原子力災害対策本部

# 緊急参集要員の拡大展開

情報収集事態・  
警戒事態

内閣府(原防)・規制庁  
初動参集要員

施設敷地緊急事態

内閣府(原防)・規制庁  
初動参集要員

全面緊急事態

内閣府(原防)・規制庁  
初動参集要員



他の内閣府(原防)・  
規制庁職員



他の内閣府(原防)・  
規制庁職員

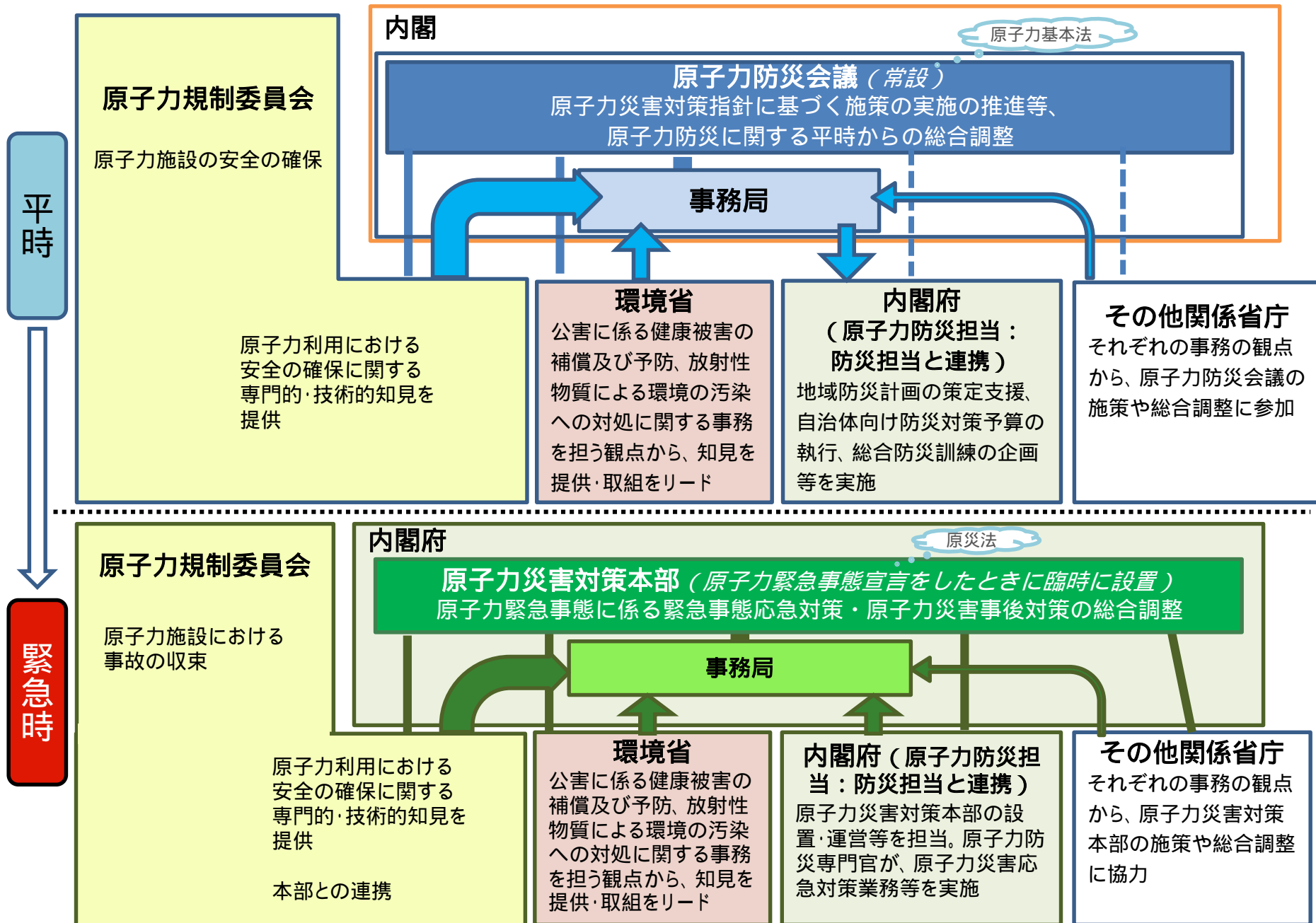


関係省庁職員  
(参集準備)



関係省庁職員

# 政府の対応体制 ( 平時 : 原防会議 / 緊急時 : 原災本部 )



# 各対応拠点の役割分担

政府の拠点・要員	原子力事業所の事故収束（オンサイト対策）	周辺住民の放射線防護（オフサイト対策）
<b>1 - 1 . 官邸</b> (危機管理センター 等)	<p style="text-align: center;"><b>&lt; 応急対策の対処方針決定 &gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を内閣府政策統括官等が補佐。輸送支援や実働組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。</li> <li>各拠点とのTV会議システム、ERSS等も接続し、官邸の情報集約を強化。</li> </ul> <p>事業者の応急措置に係る命令 (例、AVTの実施)                      → 委員会委員長(副本部長:炉規法)</p> <p>事業者の応急措置に係る支援確保                      → 総理(本部長:原災法)</p>	<p style="text-align: center;"><b>周辺住民の防護措置に係る指示</b>                      (例、避難範囲の決定・自治体首長への指示)                      → 総理(本部長:原災法)                      避難等の指示に当たっては道府県知事等と事前調整。</p>
<b>1 - 2 . 規制庁</b> (ERC)	<p style="text-align: center;"><b>&lt; 中央(官邸)と現地(各拠点)を支えるバックオフィス &gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。</li> <li>オンサイト、オフサイトの各現地拠点への幹部派遣・要員参集までに一定の時間を要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。(例、PAZ避難実施)</li> </ul> <p>プラント情報の情報収集・分析(例、ERSS)                      事業者の応急措置に係る中期的な事態進展を見据えた支援策の企画立案</p>	<p style="text-align: center;"><b>緊急時モニタリング結果の情報収集・分析</b>                      現地対応に必要な関係省庁間調整(例、被災者救援物資調達)</p>
<b>2 - 1 . 原子力事業所</b> (緊急時対策所) (後方支援拠点)	<p style="text-align: center;"><b>&lt; 事故収束対応の最前線 &gt;</b></p> <p>規制庁は炉規法に基づく現場の情報収集・応急措置の監督</p> <p>事業者の事故収束活動の支援等</p>	
<b>2 - 2 . 原子力事業者本店</b> (事態即応センター)	<p style="text-align: center;"><b>&lt; 事業者との現地調整拠点 &gt;</b></p> <p>委員会委員長(副本部長:炉規法)指示等の執行の監督                      危急存亡の例外的事態においては総理が原災法に基づく指示を発出。                      事業者の経営判断に係る応急措置の重要な意思決定事項の連絡調整                      オンサイト対策の支援に係る連絡調整</p>	
<b>3 . オフサイトセンター</b> (現地対策本部、 合同対策協議会)		<p style="text-align: center;"><b>&lt; 住民防護・支援の最前線 &gt;</b>  <b>&lt; 自治体との現地調整拠点 &gt;</b></p> <p>原災本部長指示、各種対策の実施                      オフサイト対策の支援に係る連絡調整                      自治体との具体的対策の検討・調整                      (例、避難経路設定、輸送手段確保)</p>
<b>4 . 緊急時モニタリングセンター</b>		<p style="text-align: center;"><b>&lt; 緊急時モニタリングの最前線 &gt;</b></p> <p>現地における緊急時モニタリングの実施等</p>

# 原子力緊急事態の危機管理体制

